

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正  
正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九―一―二四

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万六千九百円」を「二万六千四百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定

による改正前の給与法第二十二條第一項に定める職員で、同項の規定により支給される勤務一日についての手当の額（以下この項において「旧手当額」という。）が二万六千四百円以上二万六千九百円未満であるものに手当を支給しようとする場合において、その額が当該職員に係る旧手当額以下であるときは、当該職員に対する給与法第二十二條第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日（当該職員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日）までの間は、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

人事院規則九―一―二四 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 給与法第二十二條第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千四百円未滿の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。</p>	<p>第二条 給与法第二十二條第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万六千九百円未滿の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。</p>

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九―二四―一五

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担すること

を常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）又は法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰したと。

ハ 官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

ニ 規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職し

たこと。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じたときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若し</p>	<p>第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）若しくは法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一—四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該復帰、交流採用又は復職の直前の住居（当該復帰、交流採用又は復職の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じたときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰、交流採用又</p>

くは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）又は法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

ニ 規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職したこと。

二・三（略）

は復職の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰、交流採用又は復職前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

二・三（同上）



給実甲第 1 1 8 4 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 1 5 1 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 5 1 号（通勤手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 1 6 条関係第 2 項第 3 号中「派遣法第 2 条第 1 項」を「法第 8 1 条の 4 第 1 項若しくは第 8 1 条の 5 第 1 項の規定による採用（法第 8 1 の 2 第 1 項の規定により退職した日（法第 8 1 条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、派遣法第 2 条第 1 項」に改め、「のうち」の次に「、再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所」を加え、「、当該職務」を「、再任用（直近のものに限る。）、当該職務」に、「又は当該職務」を「又は当該再任用、当該職務」に改める。

以 上

給実甲第151号 新旧対照表 (給実甲第1184号関係)

改正後	改正前
<p>第16条関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>法第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用(法第81条の2第1項の規定により退職した日(法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)</u>をされた職員、<u>派遣法第2条第1項の規定による派遣(以下「国際機関等派遣」という。)</u>、<u>官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣(以下「交流派遣」という。)</u>若しくは<u>法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣(以下「法科大学院派遣」という。)</u>から職務に復帰した職員又は人事院規則11-4(職員の身分保障)第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職(以下単に「休職」という。)から復職した職員のうち、<u>再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、再任用(直近のものに限る。)</u>、<u>当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該再任用、当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員</u></p> <p>四 (略)</p>	<p>第16条関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>派遣法第2条第1項の規定による派遣(以下「国際機関等派遣」という。)</u>、<u>官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣(以下「交流派遣」という。)</u>若しくは<u>法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣(以下「法科大学院派遣」という。)</u>から職務に復帰した職員又は人事院規則11-4(職員の身分保障)第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職(以下単に「休職」という。)から復職した職員のうち、<u>国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員</u></p> <p>四 (略)</p>

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正し、次（俸給の特別調整額）の一部を改正する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一七―一三九

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の一及び二の表中「117,500円」を「116,500円」に改め、別表第二の三から五までの表中「119,700円」を「118,500円」に改め、別表第二の六の表中「132,800円」を「129,500円」に、「124,300円」を「122,400円」に改め、別表第二の七の表中「142,600円」を「142,300円」に改め、別表第二の九の表中「139,700円」を「139,300円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院規則 9—17—139 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第二 (第二条関係)			別表第二 (第二条関係)		
一 行政職俸給表 (一)			一 行政職俸給表 (一)		
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	139,300円	10 級	一種	(同左)
9 級	一種	130,300円	9 級	一種	(同左)
	二種	104,200円		二種	(同左)
8 級	一種	<u>116,500円</u>	8 級	一種	<u>117,500円</u>
	二種	94,000円		二種	(同左)
	三種	82,200円		三種	(同左)
7 級	二種	88,500円	7 級	二種	(同左)
	三種	77,400円		三種	(同左)
	四種	66,400円		四種	(同左)
6 級	三種	72,700円	6 級	三種	(同左)
	四種	62,300円		四種	(同左)
	五種	51,900円		五種	(同左)
5 級	四種	59,500円	5 級	四種	(同左)
	五種	49,600円		五種	(同左)
4 級	四種	55,500円	4 級	四種	(同左)
	五種	46,300円		五種	(同左)
二 専門行政職俸給表			二 専門行政職俸給表		
職務の級	区分	俸給の特別調整額	職務の級	区分	俸給の特別調整額
8 級	一種	139,300円	8 級	一種	(同左)
7 級	一種	130,300円	7 級	一種	(同左)
	二種	104,200円		二種	(同左)
6 級	一種	<u>116,500円</u>	6 級	一種	<u>117,500円</u>
	二種	94,000円		二種	(同左)
	三種	82,200円		三種	(同左)
5 級	二種	88,500円	5 級	二種	(同左)
	三種	77,400円		三種	(同左)
	四種	66,400円		四種	(同左)
4 級	三種	72,700円	4 級	三種	(同左)
	四種	62,300円		四種	(同左)
	五種	51,900円		五種	(同左)
3 級	五種	49,100円	3 級	五種	(同左)
三 税務職俸給表			三 税務職俸給表		

職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	139,300円
9 級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8 級	一種	<u>118,500円</u>
	二種	95,700円
	三種	83,800円
7 級	二種	90,900円
	三種	79,500円
	四種	68,100円
6 級	三種	78,200円
	四種	67,100円
	五種	55,900円
5 級	四種	64,600円
	五種	53,800円
4 級	四種	61,000円
	五種	50,800円

四 公安職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
11 級	一種	139,300円
10 級	一種	130,300円
	二種	104,200円
9 級	一種	<u>118,500円</u>
	二種	95,700円
	三種	83,800円
8 級	二種	90,900円
	三種	79,500円
	四種	68,100円
7 級	三種	78,200円
	四種	67,100円
	五種	55,900円
6 級	四種	64,600円
	五種	53,800円
5 級	四種	61,000円
	五種	50,800円

五 公安職俸給表（二）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	139,300円
9 級	一種	130,300円
	二種	104,200円

職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	(同左)
9 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
8 級	一種	<u>119,700円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
7 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
6 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
	五種	(同左)
5 級	四種	(同左)
	五種	(同左)
4 級	四種	(同左)
	五種	(同左)

四 公安職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
11 級	一種	(同左)
10 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
9 級	一種	<u>119,700円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
8 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
7 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
	五種	(同左)
6 級	四種	(同左)
	五種	(同左)
5 級	四種	(同左)
	五種	(同左)

五 公安職俸給表（二）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
10 級	一種	(同左)
9 級	一種	(同左)
	二種	(同左)

8 級	一種	<u>118,500円</u>
	二種	95,700円
	三種	83,800円
7 級	二種	90,900円
	三種	79,500円
	四種	68,100円
6 級	三種	78,200円
	四種	67,100円
	五種	55,900円
5 級	四種	64,600円
	五種	53,800円
4 級	四種	61,000円
	五種	50,800円

8 級	一種	<u>119,700円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
7 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)
6 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
	五種	(同左)
5 級	四種	(同左)
	五種	(同左)
4 級	四種	(同左)
	五種	(同左)

六 海事職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
7 級	一種	<u>129,500円</u>
	二種	106,200円
6 級	一種	<u>122,400円</u>
	二種	99,400円
	三種	87,000円
5 級	三種	81,100円
	四種	69,500円
4 級	三種	74,900円
	四種	64,200円

六 海事職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
7 級	一種	<u>132,800円</u>
	二種	(同左)
6 級	一種	<u>124,300円</u>
	二種	(同左)
	三種	(同左)
5 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
4 級	三種	(同左)
	四種	(同左)

七 教育職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
5 級	一種	<u>142,300円</u>
4 級	二種	106,900円
	三種	93,500円
	四種	80,200円

七 教育職俸給表（一）

職務の級	区分	俸給の特別調整額
5 級	一種	<u>142,600円</u>
4 級	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)

八 (略)

八 (同左)

九 研究職俸給表

職務の級	区分	俸給の特別調整額
6 級	一種	<u>139,300円</u>
5 級	一種	129,300円
	二種	103,400円
	三種	90,500円
	四種	77,600円

九 研究職俸給表

職務の級	区分	俸給の特別調整額
6 級	一種	<u>139,700円</u>
5 級	一種	(同左)
	二種	(同左)
	三種	(同左)
	四種	(同左)

4 級	三種	78,400円
	四種	67,200円
3 級	四種	60,900円

十～十三 (略)

4 級	三種	(同左)
	四種	(同左)
3 級	四種	(同左)

十～十三 (同左)

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―九三―二

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第一項中「第十九条の三第二項」を「第十九条の三第三項第一号イ」に改め、同項第一号中「給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員」を「管理監督職員（給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

給与法第十九条の三第三項第一号の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。

一 勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（次号に掲げる勤務を除く。）

二 次項第三号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第一項の官房及び局をいう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員の勤務

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種 六千円
- 二 二種 五千円
- 三 三種 四千三百円
- 四 四種 三千五百円
- 五 五種 三千円

2 給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

2 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―九三(管理職員特別勤務手当)の項中「第三条」を「第四条」に改める。

改正後	改正前
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条 給与法第十九条の三第三項第一号の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>一 勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（次号に掲げる勤務を除く。）</p> <p>二 次項第三号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第一項の官房及び局をいう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員の勤務</p> <p>2   給与法第十九条の三第三項第一号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 管理監督職員（給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。） 次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ、ホ（略）</p> <p>二、四（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条</p> <p>、 給与法第十九条の三第二項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ、ホ（略）</p> <p>二、四（同上）</p> <p>2   給与法第十九条の三第二項ただし書の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>一 勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務（次号に掲げる勤務を除く。）</p> <p>二 前項第三号に掲げる職員のうち事務次官、内部部局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第一項の官房及び局をいう。）の長その他これら</p>

第三条 給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種 六千円
- 二 二種 五千円
- 三 三種 四千三百円
- 四 四種 三千五百円
- 五 五種 三千円

2 給与法第十九条の三第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第四条・第五条 (略)

に準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員  
の勤務

第三条・第四条 (同上)

○ 人事院規則九―九三―二 新旧対照表（附則第二項関係）

（傍線部分は今回改正部分）

		改正後				改正前			
		別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）				別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）			
		一（略）				一（同上）			
		二 給与				二 給与			
		人事管理文書の区分		基準日		人事管理文書の区分		基準日	
		（略）		（略）		（同上）		（同上）	
		規則九―八 九（単身赴任手当）		（略）		規則九―八 九（単身赴任手当）		（同上）	
		規則九―九 三（管理職員特別勤務手当）		第四条の管理職員特別勤務実績簿 作成の日		規則九―九 三（管理職員特別勤務手当）		第三条の管理職員特別勤務実績簿 作成の日	
		規則九―一 二一（広域異動手当）		（略）		規則九―一 二一（広域異動手当）		（同上）	
		（略）		（略）		（同上）		（同上）	
		（略）		（略）		（同上）		（同上）	
		（略）		（略）		（同上）		（同上）	
三〇二十 （略）		（略）		（略）		（略）		（同上）	
三〇二十 （同上）		（同上）		（同上）		（同上）		（同上）	

給 3 - 1 0

平成27年1月30日

各府省給与担当課長 殿

人事院事務総局給与局

給 与 第 三 課 長

管理職員特別勤務手当の支給等について（通知）

標記について、平成27年4月1日以降は、下記の事項に留意のうえ制度の趣旨に沿った厳正な運用を図られるようお願いいたします。

なお、これに伴い「管理職員特別勤務手当の支給等について（平成3年12月24日給3-123）」は廃止します。

記

1 管理職員特別勤務手当について

管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要等がある場合において、明示の指示により又は明示の指示が想定される状況下で給与法第19条の3第1項に規定する管理監督職員等及び指定職俸給表適用職員又は給与法第10条の2に規定する管理監督職員がそれぞれ週休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務に従事したときに支給されるものである。

2 勤務1回の取扱いについて

「管理職員特別勤務手当の運用について」の給与法第19条の3関係第3項及び第4項の「連続する勤務」には、休憩等に要した時間をはさんで引き続く

勤務が含まれるものとする。ただし、当該休憩等に要した時間が相当時間（3時間程度）以上である場合は、休憩等に要した時間終了後の勤務の復帰を新たな勤務の開始として取り扱うものとする。

### 3 管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務等について

この手当の支給対象となる勤務か否かは、原則として、真に当該週休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に処理すべき業務のための勤務であったか否かを判断の基礎とし、臨時又は緊急の必要性もなく、職員の自由意思に基づいて行われる勤務又は自宅等において部下職員に指示を行えば足りるようなものまで含むものではないことに十分留意されたい。なお、次に掲げる業務のための勤務は、この手当の支給対象となる勤務としては取り扱わないものとする。

(1) 各種資料の整理等

(2) 通常の勤務時間内においても一般的に行われているデータの計測、機器の管理その他これに類する業務

(3) 所属機関以外の機関等が主催する諸行事（記念式典、表彰式、講習会等）等への儀礼的な参加、出席（あいさつ等を行う場合を含む。）

(4) 所属機関が主催又は共催する諸行事等への開催事務担当者以外の立場での参加、出席

また、国会関係業務、法令協議関係業務、予算関係業務等についても、直後の勤務日の始業時刻以降に処理できるものについては、この手当の支給対象となる勤務としては取り扱わないものとする。

### 4 管理職員特別勤務実績簿の記入について

勤務時間管理員は、手当の支給について疑義が生じないよう「勤務の内容」及び「勤務をすることが必要であった理由」を具体的に記入するものとする。

以 上

給実甲第 1 1 8 7 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 6 8 8 号の一部改正について（通知）

給実甲第 6 8 8 号（管理職員特別勤務手当の運用について）の一部を次のとおり改正したので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

給与法第 1 9 条の 3 関係第 2 項中「管理職員特別勤務（）」を削り、「規定による勤務をいう。規則第 3 条関係第 1 項において同じ。」を「勤務（規則第 4 条関係第 1 項において「第 1 項の勤務」という。）に改め、「始まる勤務（）」の次に「その前日である」を加え、「週休日等に引き続く勤務のうち当該週休日等において勤務に従事した時間が短時間である勤務以外の」を「引き続く」に、「始まり（週休日等以外の日）」を「始まり（当該前日）」に、「すべて」を「全て」に改め、同項を同条関係第 3 項とし、同条関係第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 この条の第 2 項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

給与法第 1 9 条の 3 関係に次の 1 項を加える。

4 この条の第2項の勤務（規則第4条関係第1項において「第2項の勤務」という。）は、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。）とし、連続する勤務の始まり（当該前日から週休日等以外の日に引き続く勤務にあつては、当該週休日等以外の日の午前0時）から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等以外の日において勤務の開始が二以上ある場合は、当該週休日等以外の日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。

規則第2条関係中「規則第2条第2項第1号」を「この条の第1項第1号」に改める。

規則第3条関係第1項を次のように改める。

1 各庁の長又はその委任を受けた者は、管理監督職員等又は指定職俸給表の適用を受ける職員が管理職員特別勤務（第1項の勤務又は第2項の勤務をいう。以下同じ。）を行った場合は、管理職員特別勤務に従事した職員の報告等に基づき、その都度勤務時間管理員に次に掲げる事項を管理職員特別勤務実績簿に記入させた上、自ら押印するものとする。

一 勤務に従事した年月日（「週休日等」又は「週休日等以外の日」の別を含む。）

二 勤務に従事した職員の氏名

三 職員の占める官職及びその官職に係る俸給の特別調整額の区分

四 勤務の内容（「第1項の勤務」又は「第2項の勤務」の別を含む。）

五 勤務をすることが必要であった理由

六 勤務の開始時刻及び終了時刻

七 休憩等の時間

八 実働時間数

九 第1項の勤務にあつては、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休

日及び休暇) 第6条第2項に規定する週休日の振替等が行えなかった理由

十 その他参考となる事項

規則第3条関係を規則第4条関係とする。

以 上

給実甲第688号 新旧対照表 (給実甲第1187号関係)

改 正 後	改 正 前
<p>給与法第19条の3関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>この条の第2項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。</u></p> <p>3 この条の第1項(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第16条(同法第22条において準用する場合を含む。))又は第24条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の<u>勤務(規則第4条関係第1項において「第1項の勤務」という。)</u>は、<u>週休日等に始まる勤務(その前日である週休日等以外の日から引き続き勤務を含む。)</u>とし、<u>連続する勤務(二以上の週休日等にまたがる勤務を含む。)</u>の<u>始まり(当該前日から週休日等に引き続き勤務にあつては、当該週休日等の午前0時から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等において勤務の開始が二以上ある場合は、当該週休日等に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。</u></p> <p>4 <u>この条の第2項の勤務(規則第4条関係第1項において「第2項の勤務」という。)</u>は、<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に始まる勤務(その前日である週休日等以外の日から引き続き勤務を含む。)</u>とし、<u>連続する勤務の始まり(当該前日から週休日等以外の日に引き続き勤務にあつては、当該週休日等以外の日の午前0時から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等以外の日において勤務の開始が二以上ある場合</u></p>	<p>給与法第19条の3関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 <u>管理職員特別勤務(この条の第1項(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第16条(同法第22条において準用する場合を含む。))又は第24条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による勤務をいう。規則第3条関係第1項において同じ。)</u>は、<u>週休日等に始まる勤務(週休日等以外の日から週休日等に引き続き勤務のうち当該週休日等において勤務に従事した時間が短時間である勤務以外の勤務を含む。)</u>とし、<u>連続する勤務(二以上の週休日等にまたがる勤務を含む。)</u>の<u>始まり(週休日等以外の日から週休日等に引き続き勤務にあつては、当該週休日等の午前0時から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等において勤務の開始が二以上ある場合は、当該週休日等に始まる勤務のすべてを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。</u></p>

は、当該週休日等以外の日に始まる勤務の全てを1回の連続した勤務として取り扱うものとする。

規則第2条関係

この条の第1項第1号に規定する「6時間」は、週休日等における実働時間による。

規則第4条関係

- 1 各庁の長又はその委任を受けた者は、管理監督職員等又は指定職俸給表の適用を受ける職員が管理職員特別勤務（第1項の勤務又は第2項の勤務をいう。以下同じ。）を行った場合は、管理職員特別勤務に従事した職員の報告等に基づき、その都度勤務時間管理員に次に掲げる事項を管理職員特別勤務実績簿に記入させた上、自ら押印するものとする。
  - 一 勤務に従事した年月日（「週休日等」又は「週休日等以外の日」の別を含む。）
  - 二 勤務に従事した職員の氏名
  - 三 職員の占める官職及びその官職に係る俸給の特別調整額の区分
  - 四 勤務の内容（「第1項の勤務」又は「第2項の勤務」の別を含む。）
  - 五 勤務をすることが必要であった理由
  - 六 勤務の開始時刻及び終了時刻
  - 七 休憩等の時間
  - 八 実働時間数
  - 九 第1項の勤務にあつては、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第6条第2項に規定する週休日の振替等が行えなかった理由
  - 十 その他参考となる事項

2 (略)

規則第2条関係

規則第2条第2項第1号に規定する「6時間」は、週休日等における実働時間による。

規則第3条関係

- 1 各庁の長又はその委任を受けた者は、管理監督職員等又は指定職俸給表の適用を受ける職員が管理職員特別勤務を行った場合は、その都度管理職員特別勤務に従事した職員の報告等に基づき勤務時間管理員に勤務に従事した年月日、勤務に従事した職員の氏名、職員の占める官職及びその官職に係る俸給の特別調整額の区分、勤務の内容、勤務の開始時刻及び終了時刻、休憩等の時間、実働時間数並びに人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第6条第2項に規定する週休日の振替等が行えなかった理由等を管理職員特別勤務実績簿に記入させた上、自ら押印するものとする。

2 (同左)

給実甲第 1 1 8 3 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 2 8 号の一部改正について（通知）

給実甲第 2 8 号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を次のとおり改正したので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 1 9 条の 3 関係第 1 項中「受ける職員」の次に「又は第 1 0 条の 2 に規定する管理監督職員」を加え、「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合でその」を「それぞれ同項又はこの条の第 2 項の勤務をした場合で当該」に改め、同条関係第 2 項中「に規定する」を「及び第 2 項の」に改める。

以 上

給実甲第28号 新旧対照表 (給実甲第1183関係)

改 正 後	改 正 前
<p>給与法第19条の3関係</p> <p>1 公務により旅行中のこの条の第1項に規定する管理監督職員等及び指定職俸給表の適用を受ける職員又は第10条の2に規定する管理監督職員に対しては、旅行目的地において<u>それぞれ同項又はこの条の第2項の勤務をした場合で当該勤務に従事した時間が明確に証明できるもの</u>に限り管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 この条の第1項及び第2項の勤務には、第19条の2の宿日直勤務は含まれない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>給与法第19条の3関係</p> <p>1 公務により旅行中のこの条の第1項に規定する管理監督職員等及び指定職俸給表の適用を受ける職員に対しては、旅行目的地において<u>臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合でその勤務に従事した時間が明確に証明できるもの</u>に限り管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 この条の第1項に規定する勤務には、第19条の2の宿日直勤務は含まれない。</p> <p>3 (略)</p>